

天竜川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、天竜川漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・うなぎ・うぐい・にじます・あまご・こい・ふな・おいかわ・わかさぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場の区域内で遊漁しようとする者は、予め第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行なってはならない。本流と支流の境界線は、各支流最下流の橋又は鉄橋の下流端とする。

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あ ゆ	友 釣	掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスは尾びれの端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川・八幡川・一雲済川	6月1日から12月31日まで
		疑似オトリ禁止 リール禁止	西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日から10月31日まで
	アユルアー釣	ルアーは8cm以上 掛針は、イカリ針は4本1段以内、チラシ・ヤナギ針は3段以内、チョウ針は2段以内、先針までのハリスはルアーの後端から7cm以内	河口から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川・八幡川・一雲済川 西川・小芋川・横山川 二俣川・百古里川	6月1日から10月31日まで
	餌 釣	釣針は2本以内	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・一雲済川	6月1日から9月30日まで
		釣針の大きさはアユ餌釣用の2号以下 コマセカゴ等の使用禁止	船明ダムから気田川合流点下流部の淵「一の釜」（浜松市天竜区谷山239-2番地先）まで及び雲名橋下流端から秋葉ダムまでの本流 天竜河内川	6月1日から12月31日まで

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
あ ゆ	餌 釣	釣針は2本以内 釣針の大きさはアユ 餌釣用の2号以下 コマセカゴ等の使用禁止	気田川合流点下流部の淵 「一の釜」から雲名橋 下流端までの本流	11月1日から12月31日まで
			西川・小芋川・横山川	7月1日から10月31日まで
			二俣川・百古里川	7月1日から9月30日まで
	流し毛針釣	釣針は7本以内 擬餌針は毛針に限る (ビーズ等は使用禁止)	河口から船明ダムまでの本流 八幡川・一雲済川	6月1日から9月30日まで
			船明ダムから秋葉ダム までの本流 天竜河内川	6月1日から12月31日まで
	石川釣 (ドブ釣)	釣針は2本以内 擬餌針は毛針に限る (ビーズ等は使用禁止)	西川・小芋川・横山川	7月1日から10月31日まで
			二俣川・百古里川	7月1日から9月30日まで
	ごろ引	釣針は8本以内 (釣針1本につきカギの 数は2本以内) リール禁止	旧国道天竜川橋下流端より 下流の本流区域	8月1日から9月30日までの 日の出から日没までの間
うなぎ	うなぎうげ 餌釣 じゅず釣	5本以内 釣針は2本以内 じゅず2本以内	全 区 域	3月1日から9月30日まで
	捨針釣	1人5統以内 釣針1統10本以内		3月1日から9月30日までの 日没から日の出まで
うぐい	餌釣 和式毛針釣 (通称テンカラ)	釣針は2本以内 釣針は1本	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
	ルアー釣 フライ釣	ルアーは1個 フライは2個以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで
あまご	餌釣 和式毛針釣 (通称テンカラ)	釣針は2本以内 釣針は1本	全 区 域	3月1日から10月31日まで
	ルアー釣 フライ釣	ルアーは1個 フライは2個以内		
こい	餌釣	釣針は2本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
			西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで
ふな	餌釣	釣針は2本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
			西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで

ア. 漁業の名称	イ. 漁業の方法	ウ. 統数又は規模	エ. 区 域	オ. 期 間
おいかわ	餌 釣	釣針は2本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川を 除く全区域	1月1日から12月31日まで
	流し毛針釣	針は5本以内	西川・小芋川・横山川・ 二俣川・百古里川	3月1日から10月31日まで
にじます	餌 釣	竿は1本以内とし、他の 漁法と重複しないこと 釣針は2本以内	船明ダム上流の本流区域	3月1日から10月31日まで
			船明ダム下流の本流区域	1月1日から12月31日まで
	和式毛針釣 (通称テンカラ)	竿は1本以内とし、他の 漁法と重複しないこと 釣針は1本	船明ダム上流の本流区域	3月1日から10月31日まで
			船明ダム下流の本流区域	1月1日から12月31日まで
	ルアー釣 フライ釣	竿は1本以内とし、他の 漁法と重複しないこと ルアーは1個 フライは2個以内	全域の本流区域	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	餌 釣	竿は1本以内とし、他の 漁法と重複しないこと 釣針は2本以内	横山橋下流端より下流の本流	1月1日から2月末日までと 6月1日から12月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域についてはイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期 間
浜松市天竜区龍山町電源開発株式会社秋葉ダム下 流端から下流へ200メートルに至る区域。	全ての漁具・漁法	1月1日から12月31日まで
同町同会社秋葉第2発電所放水口上流100メートル、 下流150メートルに至る区域。		
浜松市天竜区同会社秋葉第1発電所放水口上流端 から上流100メートル下流200メートルに至 る区域。		
二俣川二光滝上流で本組合が指定した禁漁区、特別漁区。		組 合 が 公 示 す る 期 間
二俣川二光滝に設置した魚道上流端から50メートル に至る区域。		4月16日から6月15日まで
浜松市天竜区船明電源開発株式会社船明ダムえん堤上 流端から上流へ500メートル下流端から下流へ 500メートルに至る区域。		1月1日から12月31日まで

ア. 区 域	イ. 漁具・漁法	ウ. 期 間
浜松市天竜区横山町電源開発株式会社秋葉第三発電所放水口上流端から上流へ100メートル、下流へ200メートルに至る区域		1月1日から12月31日まで
浜松市天竜区龍山町白倉地先竹十淵から南沢合流点までの西川		1月1日から12月31日まで
小芋川（通称夏秋川）の西川合流点から上流600メートル砂防堤に至る区域	全ての漁具・漁法	1月1日から12月31日まで
天竜川右岸県道天竜東栄線との接点（A点、浜松市天竜区渡ヶ島39-8）、A点と鳥羽山公園警告塔（浜松市天竜区二俣町二俣2395-22）を結ぶ線と天竜川本流の水面中心線の交点（B点）、阿多古川左岸堤防の延長線と天竜川本流の水面中心線の交点（C点）、阿多古川左岸天竜川との境界（D点）、以上4点を順に結んだ線で囲まれた区域。		1月1日から12月31日まで
浜北大橋上流端から河口に至る区域。		10月1日から11月15日まで
二俣川二光滝上流端から二俣川河口（浜松市天竜区二俣町二俣字南山2396番60と浜松市天竜区二俣町二俣字南山2396番21を結ぶ線）に至る区域。		1月1日から12月31日まで

3. 前項の規定にかかわらず、18歳以下の者は、次に掲げる区域において第1項の制限の範囲内で遊漁を行なうことができる。

（1）二俣川二光滝上流端から双竜橋上流端に至る区域。

4. 第1項ただし書及び第2項の公示は、組合の掲示場に掲示してこれを行なうものとする。

（全長制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚 種	イ. 全 長
うなぎ	15センチメートル
あまご	12センチメートル
こい	20センチメートル
にじます	12センチメートル
あゆ	8センチメートル
ふな	5センチメートル
おいかわ	5センチメートル
うぐい	8センチメートル
わかさぎ	5センチメートル

(釣り大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣り大会等を開催するため、一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2. 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3. 前項の公示は、静岡新聞または組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額、及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の1日遊漁料(日券)に

1,000円を附加して得た金額とする。

魚 種	漁具・漁法	区 域	期 間	遊 漁 料	
				1 日	1 年
あ ゆ	餌釣・流し毛針釣・ 石川釣・友釣・ごろ引き アユルアー釣	許可されている 全 区 域	許可されている 全 期 間	2,000円	7,000円
あ ま ご	餌釣・和式毛針釣・ ルアー釣・フライ釣				5,000円
う ぐ い	餌釣・和式毛針釣・ ルアー釣・フライ釣				
お い わ	ルアー釣・フライ釣				
こ い	餌 釣				
ふ な	餌 釣				
う な ぎ	餌釣・うなぎうげ・ じゅず釣・捨針釣	船明ダムから秋葉 ダムまでの本流 (ルアー・フライ専用区)	11月1日から 翌年2月末日まで	1,000円	4,000円
わかさぎ	餌 釣				
にじます	餌釣・和式毛針釣・ ルアー釣・フライ釣				

2. 前項の場合において、遊漁者が18歳以下の者のときは無料、組合の定める地域内に居住する身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保険福祉手帳を交付されている者は、1年の遊漁料をそれぞれ半額とする。

3. 第5条に基づく釣り大会等における大会遊漁料は、前2項にかかわらず次表の金額を上限としてその都度理事会で決定する。

大会名	参加料	
	一般	18歳以下
あゆ友釣大会遊漁料	6,000円	3,000円
あゆ毛針釣大会遊漁料	6,000円	3,000円
あまご釣大会遊漁料	6,000円	3,000円
にじます釣大会遊漁料	6,000円	3,000円

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1)の遊漁証(以下「遊漁証」という。)を交付するものとする。

2. 遊漁証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

イ. 二俣川・横山川・西川・小芋川・一雲済川・天竜河内川

ロ. 浜北大橋上流端から河口に至る区域

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけないなければならない。

2. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の停止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

この規則は、平成7年4月7日から施行する。

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

この規則は、令和5年6月1日から施行する。